

別添2 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業

第1 趣旨

農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（以下「本事業」という。）は、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために、被害が生じた生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を行い、安心・安全な農山漁村への定住及び交流等の促進を図るために実施するものである。

第2 対象施設

本事業の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等に係る事業（別紙に掲げる事業をいう。以下同じ。）により整備された施設のほか、活性化計画（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に定める活性化計画をいう。以下同じ。）を作成する特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。）第77条第1項の特定市町村をいう。以下同じ。）又は特定都道県（復興特区法の特定都道県をいう。以下同じ。）（以下「計画主体」という。）が、第1の趣旨を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興等を図る観点から本事業の実施による整備等を要すると認めたものとする。

第3 交付金の交付対象

1 交付対象事業

本交付金は、第1の趣旨を踏まえて実施される以下の事業等（以下「交付対象事業」という。）に必要な経費に充当するものとする。

(1) 被災施設等の復旧・復興等事業

被災地域の早期復興を図る観点から、第2に定める対象施設の復旧・復興等のための整備。

1) 本事業は、東日本大震災において被災した施設等の整備（原則として、原形に復旧するものをいい、原形への復旧が著しく困難又は不適當な場合にあっては、原形への復旧に代わる改修及び整備をいう。以下同じ。）であって、一箇所又は一施設の工事の費用が40万円以上のものに限るものとする。

なお、対象施設における残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費等

は、附帯工事費として工事の費用に算入できるものとする。

- 2) 1)の事業と併せ行う場合であって、計画主体が特に認める場合には、新たに調達が必要になった附帯施設、生産資材等を交付対象とすることができるものとする。
- 3) 1)の「原形に復旧するもの」とは、対象施設を被災前の位置において、被災前と等しい形状、寸法及び材質の施設に復旧するものをいう。
- 4) 1)の「原形への復旧に代わる改修及び整備」とは、次に掲げる行為をいう。
 - ①地形若しくは地盤が変動した場合又は対象施設の撤去が困難な場合において、被災前の当該対象施設と同様の効果又は機能を発揮するために必要最小限度において位置、形状若しくは寸法を変更し、材質を改良し、又は排水工、山留工等を設けて工事を施工すること。
 - ②対象施設の主要な構造物に折損、傾斜等が生じた場合又は浸水等により立地条件が悪化した場合において、補強又は耐水工法の採用等により工事を施工すること。
 - ③建築基準法（昭和25年法律第201号）その他建築物に関する法令の規定を遵守するために必要な最小限度の工事を施工すること。
 - ④その他、被災施設の改修及び整備であって、東日本大震災からの被災地域の復旧・復興に必要なもの。

(2) 活性化施設等に係る被災防止対策事業

別表に掲げる事業名が対象とする施設等（以下「活性化施設等」という。）のうち、地域の身近な公共施設として日頃から地域の集会施設として活用され、また、災害時等の避難場所として活用されるなど、人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設等の整備、補強及び機能強化等。

(3) 被災地域における地域資源活用等事業

地域コミュニティの再生等に向けた取組を誘発し、被災地域の復興及び活性化を図る観点から、地域資源を活用した活性化施設等の整備。

2 事業実施主体

1の交付対象事業の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村又は特定都道府県若しくは特定市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する農林漁業団体等（活性化法第5条第4項に定める農林漁業団体等をいう。以下同じ。）であって、別表事業実施主体の欄に掲げるとおりとする。

3 要件及び基本国費率

1の交付対象事業の実施要件及び交付額を算定するための基本国費率は以下のとおりとする。

(1) 1に掲げる事業の実施要件は、別表要件の欄にそれぞれ掲げるとおりとする。

(2) 1の(1)に掲げる事業の交付額を算定するための基本国費率は、2分の1の交付額算定交付率とする。

(3) 1の(2)及び(3)に掲げる事業の交付額を算定するための基本国費率は、別表の基本国費率の欄にそれぞれ掲げるとおりとする。

第4 交付申請に係る添付書類等

1 活性化計画と添付書類の作成

(1) 計画主体は、復興交付金を充てて交付対象事業を実施しようとするときは、活性化法第5条第1項に基づき活性化計画を作成するとともに、交付金の額の限度を算出するために必要な資料として、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める交付対象事業別概要及び事前点検シート（以下「添付書類」という。）を作成するものとする。

(2) 計画主体は、整備する施設等の費用が過大とならないよう、効率性等を十分に検討するものとする。

(3) 計画主体は、活性化法第5条第11項に基づく活性化計画の公表にあわせて、(1)の規定により作成した添付書類を公表するものとする。

(4) 計画主体は、交付対象事業に対する交付金の交付を申請する場合には、交付の申請書と併せて活性化計画及び(1)の規定により作成した添付書類を提出するものとする。

2 活性化計画及び交付対象事業別概要の変更

計画主体が、活性化計画及び交付対象事業別概要について、活性化計画の区域の変更、農村振興局長が別に定める事業メニューの追加又は廃止を行う場合は、活性化法第6条第1項に準じて変更後の活性化計画及び添付書類を提出しなければならない。この場合、1の規定を準用する。

第5 国の助成

農林水産大臣は、活性化計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、計画主体に対し、毎年度、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第6 事業実施後の措置

1 施設等の適切な運営

計画主体は、交付対象事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、的確に把握するものとする。施設等の利用状況等が3年間継続して低調である場合、計画主体は、その要因を分析し、計画主体が事業実施主体でない場合には、事業実施主体に対し施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導し、必要に応じて、当該施設等の利用に係る計画の変更等の所要の手続を行うものとする。

2 交付金の適正な執行の確保

- (1) 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。
- (2) 国は、本交付金の実施について、助言、指導その他の必要な援助を行うものとする。
- (3) 国は、本交付金による事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

別紙

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等」対象事業

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号）農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 2 以下の通知に基づいて行った事業
 - (1) 振興山村農林漁業特別開発事業実施要領について（昭和41年7月4日付け41農政A第1252号農林事務次官依命通達）
 - (2) 山村開発センター設置事業実施要領の制定について（昭和45年6月30日付け45農政第3068号農林事務次官依命通達）
 - (3) 山村地域農林漁業特別対策事業実施要領について（昭和47年9月1日付け47農政第3845号農林事務次官依命通達）
 - (4) 農村地域工業導入特別対策事業実施要綱について（昭和48年7月26日付け48構改B第1956号農林事務次官依命通達）
 - (5) 特定農山村振興特別対策事業実施要領について（昭和50年6月25日付け50構改B第1068号農林事務次官依命通達）
 - (6) 出稼農業者就業改善対策事業実施要領について（昭和50年7月31日付け50構改B第1347号農林事務次官依命通達）
 - (7) 山村地域農林漁業特別対策緊急補足整備事業実施要領について（昭和53年5月31日付け53構改B第923号農林事務次官依命通達）
 - (8) 山村地域集落環境整備等緊急対策事業実施要領について（昭和54年5月15日付け54構改B686号農林水産事務次官依命通達）
 - (9) 農村地域定住促進対策事業実施要領について（昭和54年6月5日付け54構改B第851号農林水産事務次官依命通達）
 - (10) 第三期山村振興農林漁業対策事業実施要領について（昭和54年9月1日付け54構改B第1397号農林水産事務次官依命通達）
 - (11) 新農村地域定住促進対策事業実施要領について（昭和59年8月15日付け59構改B第1202号農林水産事務次官依命通達）
 - (12) 農山村地域活性化緊急対策事業実施要領について（昭和62年9月8日付け62構改B第891号農林水産事務次官依命通達）
 - (13) ふるさと振興・高齢者生きがいパイロット事業実施要領について（昭和63年7月22日付け63構改B第375号農林水産事務次官依命通達）
 - (14) 農村地域わかもの定住圏等創造事業実施要領について（平成2年8月1日付け2構改B第761号農林水産事務次官依命通達）
 - (15) 農村地域ふるさと生活圏整備事業実施要領について（平成3年4月11日付け3構改

B第363号農林水産事務次官依命通達)

- (16) 農山漁村活性化定住圏創造事業実施要領について（平成4年4月9日付け4構改B第360号農林水産事務次官依命通達)
- (17) 新山村振興農林漁業対策事業実施要領について（平成4年4月9日付け4構改B第362号農林水産事務次官依命通達)
- (18) 美しいむらづくりモデル地区整備事業実施要領の制定について（平成4年4月9日付け4構改B第388号構造改善局長通達)
- (19) 中山間集落機能強化等促進事業実施要領について（平成5年4月1日付け5構改B第417号農林水産事務次官依命通達)
- (20) 山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の制定について（平成7年2月9日付け7構改B第129号農林水産事務次官依命通達)
- (21) 中山間地域資源活用整備事業実施要領の制定について（平成7年11月13日付け7構改B第1035号農林水産事務次官依命通達)
- (22) 農山漁村高齢者生きがい発揮促進事業実施要領の制定について（平成8年5月10日付け8構改B第341号農林水産事務次官依命通達)
- (23) 田園地域マルチメディアモデル整備事業実施要綱の制定について（平成9年4月1日付け9構改D第155号農林水産事務次官依命通達)
- (24) ふるさと水と土ふれあい事業実施要領の制定について（平成9年4月1日付け9構改D第183号農林水産省農村振興局長通知)
- (25) 美しいむらづくりモデル地区特別整備事業実施要領の制定について（平成9年4月1日付け9構改B第241号農林水産省構造改善局長通達)
- (26) やまびこ学園交流体験実践モデル事業実施要領の制定について（平成9年4月1日付け9構改B第299号農林水産事務次官依命通達)
- (27) 田園空間型グリーン・ツーリズム整備事業実施要領の制定について（平成10年12月11日付け10構改B第1172号農林水産事務次官依命通達)
- (28) 農山村地域就業機会創出緊急特別対策事業実施要領の制定について（平成10年12月16日付け10構改B第1164号農林水産事務次官依命通達)
- (29) 中山間地域農地保全緊急体制整備事業実施要領の制定について（平成10年12月16日付け10構改B第1167号農林水産事務次官依命通達)
- (30) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の制定について（平成11年3月19日付け11構改B第322号農林水産事務次官依命通知)
- (31) 遊休農地解消総合対策事業実施要領の制定について（平成12年4月1日付け12構改B第313号農林水産事務次官依命通知)
- (32) やすらぎの交流空間整備事業実施要領の制定について（平成12年11月22日付け12構改B第1122号農林水産省構造改善局長通知)
- (33) 棚田地域等保全整備事業実施要領の制定について（平成12年11月22日付け12構改D

第902号農林水産省農村振興局長通知)

- (34) 地域資源活用ふれあい交流空間整備事業実施要領の制定について（平成14年3月29日付け13農振第3177号農林水産省農村振興局長通知)
 - (35) 都市農村ふれあい農村整備事業実施要領の制定について（平成14年3月29日付け13農振第3552号農林水産省農村振興局長通知)
 - (36) 里地棚田保全整備事業実施要領の制定について（平成15年4月1日付け14農振第2425号農林水産省農村振興局長通知)
 - (37) やすらぎ空間整備事業実施要領の制定について（平成15年4月1日付け14農振第2754号農林水産省農村振興局長通知)
 - (38) 田園自然環境保全整備事業実施要領の制定について（平成16年3月30日付け15農振第2630号農林水産省農村振興局長通知)
- 3 農村振興総合整備事業等実施要綱の制定について（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通達）に基づいて行った農村振興地域情報基盤整備事業
 - 4 農村振興支援総合対策事業実施要綱の制定について（平成15年4月1日付け14農振第2447号農林水産事務次官依命通達）に基づいて行った情報基盤整備事業
 - 5 元気な地域づくり交付金実施要綱の制定について（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業（都市農業振興条件整備を除く。）
 - 6 第2次林業構造改善事業促進対策要綱および第2次林業構造改善事業促進対策補助対象事業実施基準について(昭和47年8月25日付け47林野組第106号農林事務次官通達)に基づいて行った森林総合利用促進事業
 - 7 林業村落振興緊急対策事業実施要綱の制定について(昭和54年5月10日付け54林野組第61号農林水産事務次官通達)に基づいて行った林業体験施設整備事業、学習林等施設整備事業、林業体験施設整備事業、観光林業等施設整備事業、郷土文化伝習施設整備事業、山村広場整備事業及び緑地休養施設整備事業
 - 8 林業構造改善村落特別対策事業実施要領の制定について(昭和55年5月12日付け55林野組第72号農林水産事務次官依命通達)に基づいて行った資源有効利用施設等整備事業
 - 9 新林業構造改善事業促進対策要綱の制定について(昭和55年6月30日付け55林野組第1

37号農林水産事務次官依命通達)に基づいて行った森林総合利用促進事業、林業環境整備事業及び広域森林総合利用促進事業

- 10 山村・森林地域活性化緊急特別対策事業実施要領の制定について(平成元年3月7日付け元林野組第9号農林水産事務次官依命通達)に基づいて行った森林総合活用事業
- 11 総合型林業構造改善事業実施要領の制定について(平成2年6月18日付け2林野組第91号農林水産事務次官依命通達)に基づいて行った生活環境施設整備事業及び森林活用環境施設事業
- 12 資源活用型林業構造改善事業実施要領の制定について(平成2年6月18日付け2林野組第93号農林水産事務次官依命通達)に基づいて行った森林体験・交流施設整備事業
- 13 地域活性化型林業構造改善事業実施要領の制定について(平成2年6月18日付け2林野組第94号農林水産事務次官依命通達)に基づいて行った森林体験・交流施設整備事業
- 14 美しいむらづくりモデル事業実施要領の制定について(平成4年4月15日付け4林野組第58号林野庁長官通達)に基づいて行った緑地利用ふれあい施設整備事業
- 15 林業山村活力増進モデル事業実施要領の制定について(平成4年4月15日付け4林野組第59号林野庁長官通達)に基づいて行った森林体験・交流促進施設整備事業及び生活環境施設整備事業
- 16 担い手育成型林業構造改善事業実施要領の制定について(平成8年5月10日付け8林野組第37号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行った生活環境施設整備事業
- 17 森林活用型林業構造改善事業実施要領の制定について(平成8年5月10日付け8林野組第39号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行った森林空間活用施設整備事業
- 18 林業生産流通総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10林野政第241号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行ったむらづくり維新森林・山村・都市共生事業、青少年等交流促進施設整備事業及び森林空間活用施設
- 19 強い林業・木材産業づくり交付金事業実施要領(平成17年3月30日付け16林政経第198号林野庁長官通知)に基づいて行った森林空間活用施設整備

- 20 森林づくり交付金事業実施要領（平成17年3月23日付け16林整計第362号林野庁長官通知）に基づいて行った森林地域環境の整備
- 21 水産業振興総合対策事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った新漁村コミュニティ基盤整備事業
- 22 強い水産業づくり交付金実施要綱（平成17年3月23日付け16水港第3235号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った漁村コミュニティ基盤整備
- 23 農村振興総合整備事業等実施要綱（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 24 中山間地域総合整備事業実施要綱（平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 25 美しい村づくり総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2547号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 26 村づくり交付金実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 27 田園整備事業実施要綱（平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 28 地域用水環境整備事業実施要綱（平成12年3月24日付け12構改D第268号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 29 広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第2119号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業

事業名	事業実施主体	要件	基本国費率
(1) 生産基盤及び施設の整備(活性化法第5条第2項第2号イ)			
基盤整備	<p>特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体(特定市町村又は特定都道府県をいう。以下同じ。)の一部事務組合、特定地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下この別表において同じ。)、農業委員会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、一般社団法人又は一般財団法人、PFI事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下この別表において同じ。)、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。)その他農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則(平成19年農林水産省令第65号)第3条第4号の規定に基づき計画主体が指定した者(以下この別表において、単に「計画主体が指定した者」という。)とし、農林水産省農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。</p>	<p>東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第77条第1項に規定する特定市町村内(以下この別表において、単に「特定市町村」という。)で、かつ農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第2項第1号の活性化計画の区域(以下この別表において、単に「活性化計画の区域」という。)において、震災被害からの復興に資するため、基幹産業である農林漁業の整備等が必要あり、かつその地域の振興に寄与すると認められること。</p> <p>そのほか、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。</p>	<p>定額、1/2又は3/10</p> <p>次の(1)から(7)の要件のいずれかに該当する地域(以下この別表において、「六法指定地域等」という。)は5.5/10、4.5/10、4/10又は1/3とする。</p> <p>(1)山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>(2)過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)の全部又は一部の地域</p> <p>(3)離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域</p> <p>(4)半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域</p> <p>(5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域</p> <p>(6)豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する特別豪雪地帯</p> <p>(7)急傾斜地畑地帯(受益地域内の畑地における平均傾斜度が15度以上の地域をいう。)</p> <p>ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。</p>
生産機械施設			
処理加工・集出荷貯蔵施設			
新規就業者技術習得管理施設			

事業名	事業実施主体	要件	基本国費率
(2) 生活環境施設の整備 (活性化法第5条第2項第2号ロ)			
簡易給排水施設	特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、特定地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合をいう。以下この別表において同じ。）、農林漁業者等の組織する団体、中小企業等協同組合（中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等共同組合をいう。以下この別表において同じ。）、一般社団法人又は一般財団法人、PFI事業者、NPO法人その他計画主体が指定した者とし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。	特定市町村で、かつ活性化計画の区域において、震災被害からの復興に資するため、集落における生活環境施設の整備等が必要あり、かつその地域の振興に寄与すると認められること。そのほか、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。	1/2 上記に関わらず、六法指定地域等は5.5/10とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。
防災安全施設			
農山漁村定住促進施設			
(3) 地域間交流拠点の整備 (活性化法第5条第2項第2号ハ)			
地域資源活用総合交流促進施設	特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、特定地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、水産業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、中小企業等協同組合、一般社団法人又は一般財団法人、教育委員会、PFI事業者、NPO法人、受入地域協議会（特定市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入れを行う農林漁家等で組織する協議会とする。）その他計画主体が指定した者とし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。	特定市町村で、かつ活性化計画の区域において、震災被害からの復興に資するため、地域間交流の拠点となる施設の整備等が必要あり、かつその地域の振興に寄与すると認められること。そのほか、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。	1/2又は3/10 上記に関わらず、六法指定地域等は5.5/10又は1/3とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。
農林漁業体験施設			
自然環境等活用交流学習施設			
(4) その他省令で定める事業 (活性化法第5条第2項第2号ニ)			
地域資源活用起業支援施設	特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良事業団体連合会、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会、特定都道府県農業会議、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、水産業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、中小企業等協同組合、一般社団法人又は一般財団法人、PFI事業者、NPO法人その他計画主体が指定した者とし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。	特定市町村で、かつ活性化計画の区域において、震災被害からの復興に資するため、資源の有効な利用を確保等するための施設の整備等が必要あり、かつその地域の振興に寄与すると認められること。そのほか、農村振興局長が別に定める各事業メニュー毎に農村振興局長が別に定めるものとする。	定額又は1/2 上記に関わらず、六法指定地域等は5.5/10、4.5/10又は1/3とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。
地域資源循環活用施設			
地域住民活動支援促進施設			
土地利用調整			
農地等補完保全整備			
景観・生態系保全整備			
新規需要米生産製造連携支援			